6.出産・子育て・教育

(1) 妊娠・出産

子育て世代包括支援センターえがお
(TEL:0823-25-3597)
西保健センター（TEL:0823-25-3542）
東保健センター（TEL:0823-71-9176）

〈母子健康手帳〉
妊娠したら，病院でもらった「妊娠届出書（保健センターや保健出張所にもあります）」と個人番号（マイナンバー）カードを保健センターに出して「母子健康手帳」をもらいます。
乳幼児健診や健康相談を受けるとき，予防接種を受けるときには必ず「母子健康手帳」を持参してください。

〈妊産婦健診費用の助成〉
「母子健康手帳」をもらうときに，一緒に健診費用助成のための「受診券」をもらいます。受診券で指定された検査項目の費用が助成されます。広島県内の委託医療機関等で使うことができます。
※妊婦歯科健診は呉市内の委託医療機関のみ

〈出生届〉
1.届出・手続き の「出生・結婚・死亡」のページの「**出生**」（P2）を見てください。

〈出産育児一時金〉
3.保険・年金 の「給付」（P13）の 出産育児一時金の支給 を見てください。

〈家庭訪問〉
「母子健康手帳」にある「出生連絡票ハガキ」を出してください。保健師等が家庭訪問し，赤ちゃんやお母さんの相談，育児等の情報提供を行います。

〈乳幼児健康診査〉
赤ちゃんの健康状態や成長を確認するために「健康診査」があります。
■新生児聴覚検査（個別検査）
広島県内の委託医療機関で受けることができます。
■１か月児健診（個別健診）
広島県内の医療機関で受けることができます（一部の医療機関を除く）

6.分娩・育儿・教育

(1) 妊娠・分娩

育儿家庭支援中心笑容
(TEL:0823-25-3597)
西保健中心（TEL:0823-25-3542）
东保健中心（TEL:0823-71-9176）

〈母子健康手册〉
怀孕了，用从医院领到的「妊娠报告书（保健中心或保健派出所也备有）」和个人编码卡（个人编码）可以在保健中心领取「母子健康手册」。
进行婴幼儿健康体检或接受健康咨询时，接受预防接种时，请必须携带「母子健康手册」。

〈孕产妇健康体检费用的资助〉
领到「母子健康手册」时，同时能得到，为资助健康检查而准备的「诊查券」。用诊查券，能接受，受资助的检查项目。该券只可以在广岛县内委托的医疗机关使用。
※孕妇牙科健康诊查，只限于吴市内委托的医疗机关

〈出生报告〉
1.报告・手续 见「出生・结婚・死亡」的页面中的「出生」（P2）。

〈分娩一次性补贴〉
3.保险・养老金 见「补贴」（P13）的 分娩一次性补贴的发放 。

〈家庭访问〉
请寄出「母子健康手册」里附有的「出生联系单明信片」。保健师等会来家里访问，提供有关婴儿或母亲的咨询，育儿情报。

〈婴幼儿健康检查〉
备有以婴儿健康状况确认，或发育「健康检查」。

■新生儿听力检查（个别检查）
可以在广岛县内委托的医疗机关接受检查。
■满月儿健康检查（个别健康检查）
可以在广岛县内的医疗机关得到检查（一部分医疗机关除外）

■３か月児健診
3～5 か月で保健センター等から健診日程の通知があります。呉市内の協力医療機関で受けることができます。
■乳児後期健診（個別健診）
呉市内の協力医療機関で受けることができます。
■１歳６か月児，３歳児健診（集団検診）
保健センター等から健診日程の通知があります。
都合が悪い場合は日程変更ができます。
■５歳児発達相談
保健センターからアンケートを送付します。希望者は発達相談を利用することができます。

〈予防接種〉
地域保健課（TEL:0823-25-3525）

※ワクチン名【対象疾病】
◎ヒブ【ヒブ感染症】
◎小児用肺炎球菌【肺炎球菌感染症】
◎四種混合【ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ】
◎三種混合【ジフテリア・百日せき・破傷風】
◎二種混合【ジフテリア・破傷風】
◎不活化ポリオ【ポリオ】
◎ＢＣＧ【結核】
◎麻しん風しん混合【麻しん（はしか）・風しん】
◎水痘【水痘（水ぼうそう）】
◎日本脳炎【日本脳炎】
◎Ｂ型肝炎【Ｂ型肝炎】
◎ヒトパピローマウイルス予防【ヒトパピローマウイルス感染症】
◎ロタウイルス【ロタウイルス感染症】
各予防接種は，呉市内の協力医療機関で実施します。
ワクチン接種の対象年齢はワクチン毎に定められています。定められた対象年齢の場合は無料で接種できます。
予防接種に行くときは「母子健康手帳」を持参してください。

(2) 子育て支援

子育て支援課《呉市役所２階》
（TEL:0823-25-3173）

〈児童手当〉
「児童手当」は中学校卒業前（１５歳の誕生日後の最初の３月３１日まで）の児童を養育している人に支給されます。
申請した月の翌月分から支給となります。申請が遅れると遅れた月分の手当を受けられなくなります。

■3 个月婴儿健康检查
3～5 个月时，从保健中心等会寄来通知，吴市市内的医疗机关接受检查
■婴幼儿后期健康检查（个别健康检查）
可以在吴市内的协作医疗机关接受检查。
■1 岁 6 个月婴儿，3 岁儿童（集团健康检查）
从保健中心等寄来健康检查的通知。
如果不方便可以变更日程。
■5 岁儿童发育咨询
由保健中心寄来调查表。希望利用发育咨询的可以利用。

〈预约接种〉
地区保健课（TEL:0823-25-3525）

※疫苗名称【针对疾病】
◎细菌性髓膜炎【髓膜炎传染病】
◎儿童肺炎球菌【肺炎球菌传染病】
◎四种混合【白喉・百日咳・破伤风・脊髓灰质炎】
◎三种混合【白喉・百日咳・破伤风】
◎两种混合【白喉・破伤风】
◎灭活脊髓灰质炎【脊髓灰质炎】
◎ＢＣＧ【结核】
◎麻疹风疹混合【麻疹（麻疹）・风疹】
◎水痘【水痘（牛痘）】
◎日本脑炎【日本脑炎】
◎Ｂ型肝炎【Ｂ型肝炎】
◎子宫颈癌预防【子宫颈癌感染病】

◎轮状病毒【轮状病毒感染病】
各项预防接种，由吴市内的协助医疗机关实施。

疫苗接种对象年龄，因疫苗不同而不同。规定对象年龄为免费接种。
来打疫苗时，请携带「母子健康手册」。

(2) 育儿支援

育儿支援课《吴市市政府 2 层》
（TEL:0823-25-3173）

〈儿童补贴〉
「儿童补贴」是支付给，养育初中毕业前（15 岁后的生日后的第一个 3 月 31 日）的儿童家庭的人。

申请之后的第二个月开始支给。申请迟了，迟了的月份拿不到补贴。

支払額金額（月額）

３歳未満	一律 15,000 円
３歳以上～小学校修了前	第１子，第２子 10,000 円
	第３子以降 15,000 円
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している人の所得が一定以上の場合は，児童１人につき月額一律 5,000 円を支給します。
※新たに子どもが生まれたり，他の市区町村へ転出したりした場合は，再度申請が必要です。

支払時期
年に３回に分けて２月，６月，１０月に，それぞれの前月分までの４か月分の手当が支給されます。

申請に必要なもの
・児童手当・特例給付認定請求書
・請求者名義の預金口座を確認できるもの
・個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号（マイナンバー）の通知カード
・本人確認書類（在留カードなど）

現況届の提出
続けて手当を受けるには，「児童手当・特例給付現況届（６月初旬に送付）」のほか，必要な書類を６月末までに提出してください。
提出が遅れると，手当が受けられなくなることがあります。必ず提出してください。

〈乳幼児等医療費助成制度〉
国民健康保険や各種社会保険に加入している場合，中学校３年生までの子どもの医療費の自己負担分の一部を助成します。

区分	通院	入院
０歳児～小学校６年生	○	○
中学校１年生～３年生	×	○

異動日から１４日以内に申請してください。申請が遅れると申請日からの認定となります。

申請に必要なもの
・乳幼児等医療費受給資格認定申請書
・健康保険証（子どもの保険証が必要です。出生による

补贴的金额（月额）

3 岁未满	一律 15,000 日元
3 岁以上～小学毕业前	第 1 个孩子，第 2 个孩子 10,000 日元
	第 3 个孩子以后 15,000 日元
中学生	一律 10,000 日元

※养育孩子人的收入一定以上时，1 个孩子的每月补贴额一律 5,000 日元。
※刚出生的孩子，迁居到其他城市时，需要再次进行申请。

支付时期
每年分 3 回，2月，6月，１０月付给，每回付给 4 个月的补贴。

申请时必要的文件
・儿童补贴・特例支付认定申请书
・可以确认申请人名义的账户资料
・个人编号（个人编号）卡或者个人编号（个人编号）的通知卡
・确认本人的证件（在留卡等）

提交现状报告
继续接受补贴的人，请于 6 月末，提交「儿童补贴・特例补贴现状报告（6 月上旬寄送）」及必要的资料。

〈婴幼儿等医疗费补助制度〉
加入国民健康保险或各种社会保险的人，会给上中学 3 年级为止的孩子，提供一部分医疗费补助。

区分	通院	住院
0 岁孩子～小学 6 年级学生	○	○
初中 1 年级学生～3 年级学生	×	○

移动日起 14 天以内请提出申请。申请迟了，申请日起开始认定。

申请必要的资料
・婴幼儿等接受补助资格认定申请书
・健康保险证（需要孩子的保险证。因出生而申请

申請の場合は，子どもが加入予定の保護者の保険証でもよいです。）
・個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号（マイナンバー）の通知カード
・本人確認書類（在留カードなど）

提出先
「児童手当」「現況届」「乳幼児等医療費助成制度」すべて，子育て支援課，各市民センター，市民窓口課

〈児童扶養手当〉
「児童扶養手当」は高校卒業前（１８歳の誕生日後の最初の３月３１日まで）の児童を養育している父子・母子家庭等に支給されます（所得制限があり，支給額は所得に応じて変わります）。

〈ひとり親家庭等医療費助成制度〉
国民健康保険，各種社会保険に加入していて，高校卒業前，１８歳到達後最初の３月３１日までの児童を養育している父子・母子家庭等（世帯全員の前年所得税が非課税相当）の医療費の自己負担額分の一部を助成します。

〈放課後児童会〉
子育て支援課（TEL:0823-25-3254）

放課後児童会は，昼間家族が家庭にいない小学１年生から６年生を対象に小学校の施設などを利用して「遊びの場」や「生活の場」を提供する事業です。

利用条件
①呉市内の小学校に通学している。
②２０歳以上の家族が仕事などにより昼間家庭にいない。
③１ケ月１５日以上仕事などがあり，３ケ月以上続くこと。
④放課後児童会を３ケ月以上利用すること。

「放課後児童会」の利用には関する費用や申請など詳しいことは
子育て支援課 ☎：0823-25-3254
国際交流センター ☎：0823-25-5604

的，有孩子准备加入的监护人的保险的保险证也可以。）
・个人编码（个人编码）卡或个人编码（个人编码）的通知卡
・本人的身份证明（在留卡等）

申请处
「儿童补助」「现在情况报告」「婴幼儿等医疗费补助制度」均在，育儿支援课，各市民中心，市民窗口课

〈儿童抚养津贴〉
「儿童抚养津贴」是付给养育有，高中毕业前（截止到 18 岁生日后的第一个 3 月 31 日）的孩子的父子・母子家庭（有所得限制。付给的金额随所得发生变化）。

〈单亲家庭等医疗费补助制度〉
加入了国民健康保险，各种社会保险的，养育有高中毕业前的孩子，在到了 18 岁生日后的第一个 3 月 31 日的父子・母子家庭等（全家人的前一年的所得税相当于免税的），为自己负担的医疗费提供一部分补助。

〈放学后儿童会〉
育儿支援课（TEL:0823-25-3254）

放学后儿童会是指，利用小学的设施等，为白天家庭成员不在家的，小学 1 年级到 6 年级的学生，提供「玩耍场所」或「生活场所」的事业。

利用条件
①在吴市市内上小学的孩子。
②20 岁以上家庭成员，因工作等原因白天不在家的。
③1 个月有 15 天以上有工作的，连续 3 个月以上的。
④可以利用放学后儿童会 3 个月以上的。

有关利用「放学后儿童会」的费用或申请等详细情况
育儿支援课 ☎：0823-25-3254
国际交流中心 ☎：0823-25-5604

〈子育て家庭支援事業〉
子育て支援課（TEL:0823-25-3599）

ショートステイ（短期入所生活援助事業）
保護者が病気などで児童の養育が一時的に困難となったときや母子が一時的に保護を必要とするとき，児童養護施設などで一定期間（原則として７日以内）お世話します。

トワイライトステイ（夜間養護等事業）
保護者が仕事などで恒常的に帰宅が夜間（18:00 以降）になるときや休日に不在のとき，児童養護施設などで児童を預かる制度です。

〈病児・病後児保育〉
子育て施設課（TEL:0823-25-3174）

次のすべての項目に該当する児童を一時的にお預かりします。※事前の登録と予約が必要です。
①呉市内または相互利用の協定を結んでいる市町に住所があり，保育所等に在籍する児童から小学校６年生までの児童
②病気または回復期にあり，医療機関での入院は必要ないが，安静の確保に配慮する必要がある児童
③保護者の勤務の都合や，傷病，事故，出産，冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により，家庭での保育が困難な児童

開設時間，費用など詳しいことは
子育て施設課 ☎：0823-25-3174
国際交流センター ☎：0823-25-5604

(3) 子育て施設

子育て施設課（TEL:0823-25-3144）

〈保育所〉
「保育所」は，０歳から小学校就学前の子どもを対象とし，保護者が働いている，病気などの理由により昼間家庭で保育できない子どもを保育する施設です。
一般的な保育時間は，１日８時間から最大１１時間ですが延長保育を実施している保育所もあります。

〈認定こども園〉
「認定こども園」は，保育所と幼稚園の両方の機能があります。
３歳児からは，保護者の働いている状況に関わらず，

〈育儿家庭支援事业〉
育儿支援课（TEL:0823-25-3599）

短期寄宿（短期入所生活支援事业）
家长因疾病等，在短时期内，养育孩子有困难的或母子短时期内需要保护的，儿童养护设施等，在一定时期内（原则为７天之内）给予照看的事业。

黄昏寄宿（夜晚养护事业）
家长因工作，恒定夜间回家的（18:00 以后）或休日，假日不在时，儿童养护设施等，有托管儿童的制度。

〈病儿·病愈儿保育〉
育儿设施课（TEL:0823-25-3174）

有关以下的暂时托管儿童项目。※有必要事先登录和预约
① 在吴市内，或相互定有利用协定的市町里有住所的，在保育所内有所籍至小学 6 年级为止的儿童
②患有疾病或正在恢复期的，没有必要在医疗机关住院，需要确保其安静养病状态的儿童
③因监护人的工作状态或，疾病，事故，妊娠，婚丧嫁娶等不得不为的事情，家庭保育有困难的儿童

有关开设时间，费用等详细情况的咨询电话
育儿设施课 ☎：0823-25-3174
国际交流中心 ☎：0823-25-5604

(3) 育儿设施

育儿设施课（TEL:0823-25-3144）

〈保育所〉
「保育所」是以，0 岁起至小学入学前的儿童为对象，家长有工作，生病等理由，白天在家中无法照看的孩子，给予保育的设施。
一般保育时间为１天８小时至最大 11 小时。有很多保育所实施延长保育。

〈认定孩子园〉
「认定孩子园」是指，拥有保育所和幼儿园两方面的机能。
儿童从 3 岁起，和保护人的工作状况无关，都可

教育・保育を一緒に受けます。

「保育所」「認定こども園」の入所の基準や申込方法，必要書類などについては
子育て施設課 ☎：0823-25-3144
国際交流センター ☎：0823-25-5604

〈幼稚園〉
「幼稚園」は，満３歳から小学校就学前の子どもを対象としています。「幼稚園」は１日標準４時間ですが，働いている保護者などに応じて，時間を延長して子どもを預かる「預かり保育」をしてくれる「幼稚園」もあります。

幼稚園の入園
詳しいことは「幼稚園」に問い合わせるか，
国際交流センター ☎：0823-25-5604

以接受保育。

有关「保育所」「认定孩子园」的入所标准或申请方法，必要的申请文件等请咨询
育儿设施课 ☎：0823-25-3144
国际交流中心 ☎：0823-25-5604

〈幼儿园〉
「幼儿园」是以，满 3 岁至小学就学前的儿童为对象。「幼儿园」一天标准时间为４小时，但是针对工作的家长，有些幼儿园有，可延长托儿时间的「托儿保育」制度。

幼儿园的入园
详细情况请向「幼儿园」咨询或致电，
国际交流中心 ☎：0823-25-5604

子育て施設

施設名	特徴	入園年齢	申請
保育園	家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0～5 歳 （6 歳になる年まで）	各施設
認定こども園	保育園と幼稚園の両方の機能がある施設	0～5 歳 （6 歳になる年まで）	各施設
幼稚園	保護者の就労などに関係なく利用可　幼児教育を行う施設	満 3～5 歳 （6 歳になる年まで）	各幼稚園

※保育園，認定こども園，幼稚園によって受け入れている年齢が違う場合があります。

育儿设施

设施名称	特征	入园年龄	申请
保育园	在家庭中无法进行保育的，代替家长进行保育的设施	0～5 岁 （到 6 岁那年为止）	各设施
认定孩子园	有保育园和幼儿园双方的机能的设施	0～5 岁 （到 6 岁那年为止）	各设施
幼儿园	不论监护人是否工作都可以利用　对幼儿进行教育的设施	满 3～5 岁 （到 6 岁那年为止）	各幼儿园

※各保育园，认定孩子园，幼儿园接受的年龄有不同的情况。

(4) 学校

学校教育課（TEL:0823-25-3453）

日本の教育・保育制度

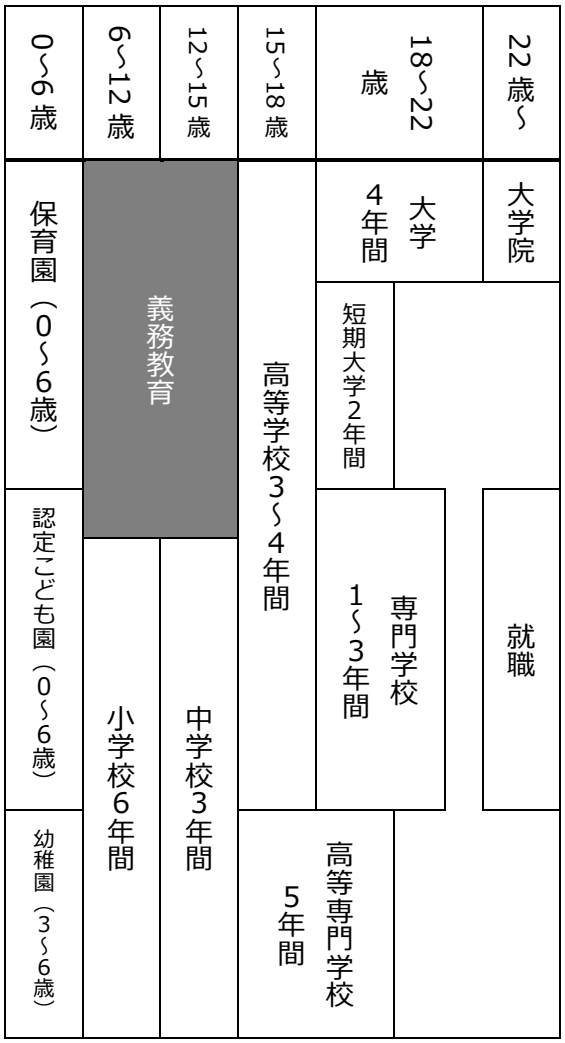

〈小学校・中学校〉

日本人の６歳から１５歳の子どもを持つ保護者には子どもを小学校及び中学校に就学させる義務があります。
外国籍の子どもを持つ保護者には，就学させる義務はありませんが，公立の小学校及び中学校への就学を希望する場合は無償で行かせることができます（給食費や教材費にお金がかかります）。
希望する場合は，呉市教育委員会学校教育課で就学の手続きをしてください。

※学校には３種類あります。

- ■ 国立　国が設立した学校
- ■ 公立　広島県や呉市が設立した学校
- ■ 私立　国立，公立以外の学校

(4) 学校

学校教育课（TEL:0823-25-3453）

日本的教育・保育制度

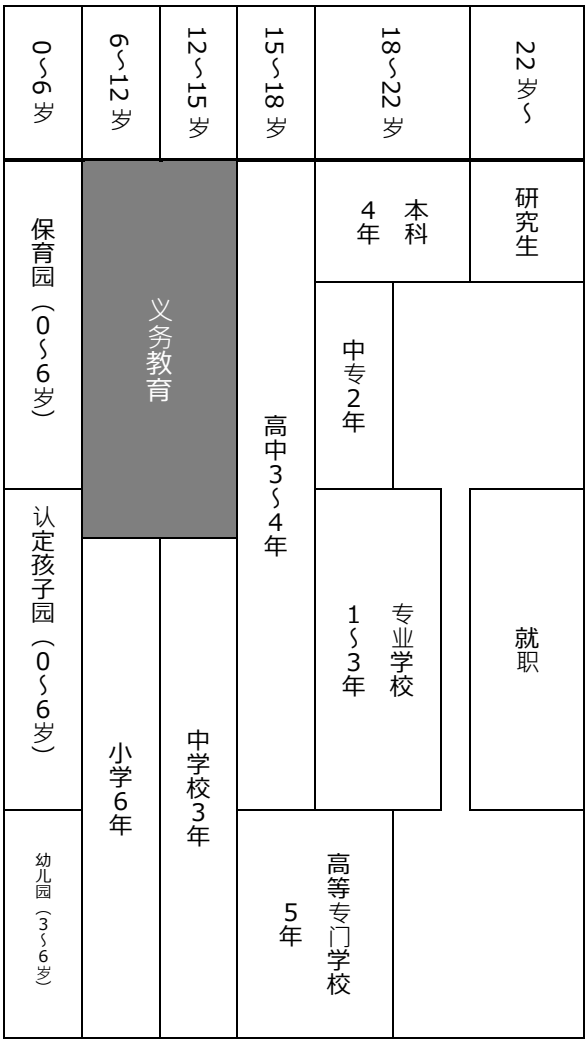

〈小学・中学〉

有６岁至15岁日本国籍孩子的监护人，有义务让孩子接受小学及中学的教育。
外国国籍的孩子的监护人，没有让孩子就学的义务，如果有志愿上小学及中学的，可以免费接受教育（需要支付，学校午餐费用或教材费用）。
希望上学的，请到吴市教育委员会学校教育课，办理入学手续。

※学校分３种。

- ■ 国立　国家设立的学校
- ■ 公立　广岛县或吴市设立的学
- ■ 私立　国立，公立以外的学校

〈就学援助〉
呉市内に住所があり，呉市立の小・中学校に通学し，経済的な理由等により就学困難な児童生徒の保護者は，学用品や給食などにかかる費用の援助を受けることができます。

〈特別支援学校〉
障害のある幼児児童生徒に対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育，及び，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な教育を受けることができる学校です。
詳しいことは
学校教育課 ☎：0823-25-3453
国際交流センター ☎：0823-25-5604

〈高等学校〉
「高等学校」は，中学校を卒業した人が通う学校で，入学に当たっては，原則として入学試験を受ける必要があります。
高等学校は無償ではありませんが，家庭の所得に応じて国の支援を受けることができます。
高等学校を卒業した人は，大学などに入学する資格が認められます。

詳しいことは
広島県教育委員会高校教育指導課
☎：082-513-4992
国際交流センター ☎：0823-25-5604

〈高等教育機関〉
日本で「高等学校」や「中高一貫校」等を卒業した人は，次の高等教育機関への入学資格が認められます。
① 大学
② 専門職大学
③ 短期大学
④ 専門職短期大学
⑤ 専門学校

※日本の「高等学校」等を卒業していない人は，「高等学校卒業程度認定試験」に合格すると，日本の大学や短期大学，専門学校などの入学試験を受けることができます。

〈上学援助〉
在吴市有住所的，上吴市的小学・中学的，因经济等理由造成上学困难的儿童的监护人，可以得到当学习用品或学校午餐费的援助。

〈特别支援学校〉
对于有残障的婴儿、儿童、学生，相当于，幼儿园，小学，中学或高中的教育，以及，因障害，造成学习上或生活上有困难，为了克服此困难，力求自立为目的而进行教育的学校。
详细情况请咨询
学校教育课☎：0823-25-3453
国际交流中心 ☎：0823-25-5604

〈高中〉
「高中」是，中学毕业后上的学校，原则上，上高中需要通过升学考试。
上高中不是免费的，根据家庭收入不同会得到国家的支援。
高中毕业了的人，被承认拥有大学入学的资格。

详细情况请咨询
广岛县教育委员会高校教育指导课
☎：082-513-4992
国际交流中心 ☎：0823-25-5604

〈高等教育机关〉
在日本「高中」或「初中高中一贯校」等，毕业后，以下的高等教育机关的入学资格被承认。
① 大学
② 专业大学
③ 中专
④ 专门职大学
⑤ 专门学校

※日本「高中」没有毕业的人，「高中毕业程度认定考试」合格后，可以参加，日本的大学或中专，专门学校等的入学考试。

学校教育

学校	入学年齢	手続き	学校の選択 （公立の場合）	入学試験 （公立）
小学校	6～12 歳 （7 歳になる年～）	呉市学校教育課	呉市が指定	なし
中学校	12～15 歳 （13 歳になる年～）	呉市学校教育課	呉市が指定	なし
高等学校	15 歳～18 歳 （16 歳になる年～）	広島県教育委員会 高校教育指導課	希望する学校	あり

学校教育

学校	入学年齢	手续	学校的选择 （公立学校的情况）	升学考试 （公立）
小学	6～12 岁 （到 7 岁那年～）	吴市学校教育课	由吴市指定	无
中学	12～15 岁 （到 13 岁那年～）	吴市学校教育课	由吴市指定	无
高中	15 岁～18 岁 （到 16 岁那年～）	广岛教育委员会 高中教育指导课	希望的学校	有